

博士論文 (要約)

フランシスコ・デ・ビトリアにおける「法」の問題系: 特免・基本法・公会議

木場 智之

本論文は 16 世紀サラマンカの神学者フランシスコ・デ・ビトリア(Francisco de Vitoria, 1583-1546)の『教皇・公会議の権力について』(*De potestate papae et concilii*, 1534: 以下、『教皇・公会議論』)の研究である。そして国際法の父とも称されるビトリアの法理論を、学説史、思想史的観点から分析する。それにより教会の首長たる教皇と、合議体である公会議の関係、そして教皇が法の例外をもうける特免 *dispensatio* と、正義の関係の議論の文脈における、ビトリアの知的な特異性が理解できる。それと同時に、ビトリアが法学、神学の領域を横断して行う議論が、法と特免の関係を再定義し、革新的な結論を導くことを見出す。すなわち、ビトリアは伝統的な理論の桎梏を超えて、特免が決してされない実定法という基本法的概念を提示する。

本論文は 5 つの章と結論からなる。第一章は導入、第二章はテキスト理解のための文脈の提示を行い、第三、四章では前提となるテキストの検討を行う。その上で第五章では『教皇・公会議論』の分析を行う。

第一章ではまず、ビトリアに端を発するサラマンカ学派、初期近代のスコラ学をめぐる研究動向を確認し、本研究の方向性を見出す。

現状、ビトリアの法理解を検討するに際して『教皇・公会議論』は過小評価されているが、そのテキストをビトリア自身の問題意識とあわせて分析することで、同時代の法と権力をめぐる問題への応答が読み取れる。ここから導かれる知見は、法と宗教の関係のみならず、初期近代の国家形成をめぐる思想の理解を深める。ビトリアが論じる特免 *dispensatio* という教会法の制度の持つ意味を検討することで、教会のヒエラルキーの問題だけでない法運用の問題に着目し、統治への法の制約について従来果たされなかった深度での解明を行う。更にビトリアが典拠とするテキストを分析することで、知的文脈と其中でのテキストの持つ意味を明らかにできると説明した。その上で、適切なテキスト理解のための文脈把握の必要を述べ、第二章以降で分析する対象を確定した。

第二章前半では公会議をめぐる議論を扱い、後半では特免論を扱う。従来そちらに引きつけられてきた前半の文脈との不整合を見出し、後半の文脈に位置付けるための準備作業を行う。

12 世紀の『グラティアヌス教令集』(以下、『教令集』)から 16 世紀のビトリアの時代に至るまで、公会議の論じられ方は大きく変化したが、それは教皇権の問題と関連した。『教令集』の注釈者たちデクレティストは、『教令集』に採録された、異端教皇が来世で裁かれ、信仰問題において誤ることや、法的権力と知恵の区別、教皇による公会議の尊重といった文言を踏まえ、信仰における公会議の優位や、異端における教皇の廃位を述べた。続く時代には次第に教皇優位の定式化がされるが、教皇座が団体を形成し、団体法的制約に服するといった理解は残る。

14 世紀、コンスタンツ公会議の時代に公会議が信仰だけでなく改革の領域で裁治権においても優位し、強制力を行使できるという公会議主義の議論が提示される。とはいえ続くバ

一ゼル公会議の時代には、公会議に敵対的な議論も定式化され、公会議は不可謬であり、公会議優位の意見をとることは異端的だとも述べられる。

更に 16 世紀のピサにおける公会議運動をめぐる問題は、公会議主義と教皇主義の対立を鮮明にし、教皇主義的立場を担うカイエタヌスは司教権の固有性を否定し、教皇の招集権や単独行為の権限、公会議への優位を強調する。それに対するアルメインらパリ大学の論者は全体教会および公会議の裁治権に至る優位、法による教皇権の制約を主張する。

それにより公会議主義的の議論は公会議による教皇への強制力、命令、廃位、優位性が核心にあり、更にその傾向が 15 世紀から対立によって激化しており、ビトリアの時代においては党派として認識されていた。

以上のような論争の後にビトリアは、トマスの『神学大全』注解において公会議の役割を肯定的に論じる。ビトリアはそこでは裁治権における優位といった見解や公会議の不可謬性の問題とは距離を置く。その上で公会議が不可欠な役割を担うと述べ、公会議主義に理解を示す。一方、『教会権力論 第二』においては全体教会の権威を認めず公会議主義的立場を否定し、枢機卿の重要性も否定する。しかし、司教の権力の固有性を認めており、司教権に基づいた公会議の役割を否定していない。ビトリアの議論は公会議主義とも教皇主義とも距離をとり、彼らの行う政体比較や強制力行使に重きを置いておらず、それらの軸という視点から分析することは適切でない。ビトリアの議論のより良い理解のためには特免という法制度を踏まえる必要がある。

『教令集』以降の法学者達は、特免を法の例外をもうける権力行為として理解する。それは法の逸脱を認める権力行為として根拠が要求され、初期公会議の法は特免できないとされた。一方後期中世にいたるにつれ教皇が根拠なく実定法、使徒の規範、自然法の一部も特免できるという理解が浸透した。

そして、後期中世には教皇庁内赦院が日々多くの特免付与をなしていた。そして、ビトリアが特免の問題を『教皇・公会議論』で取り上げる 16 世紀初頭には更に聖職に関する特免が増す。以上の状況は、第五章で分析する『教皇・公会議論』における法、特免の認識の変化や、教皇庁における放漫な特免付与の批判、特免付与機構のローマからの切り離しの提案といった議論に刻印を落とす。

第三、四章ではビトリアの特免論の特徴を明らかにするために、トマスの法論とビトリアによるその注解を検討する。

トマスは特免とは法がその本質を欠くことを明示するものだと説明する。トマスは緊急時の法の適用除外も特免と呼び、特免を法義務を取り除く行為と理解しない。更に彼は自然法の原理的規定以外は自然法でも特免できるとし、原理的視点から法の正当性、効力を判定する。特に人定法は個別性、認識の不完全性のために限界づけられており、偶然性が高い。そのため、トマスの枠組みにおいてあらゆる人定法は特免可能である。誓願の特免をめぐる議論においても、特免を解釈のようなものとして把握することを彼は主張しており、法学的伝統とは一線を画する。トマスは法に高い基準を要求し、基準から外れた法の特免を認める。

第四章ではビトリアによる『神学大全』第二部第二部分第 90-108 問題注解を検討した。ビトリアは特免に宣言の性格を認めず、法適用を排除するのに不十分な根拠しかない場合に義務を解除する行為と説明する。そして特免の根拠は単に利益があるのみでは不十分だとし、必要な根拠を詳細に論じる。彼は更に緊急時における法適用排除や無知による免責と特免を区別し、特免は法義務の解除だと理解する。そのため、ビトリアは特免と独立に罪の領域が存在し、根拠のない特免は罪を取り除かないと述べる。

更に第 105 問題 2 項注解でビトリアは、君主が自然法を特免できないと述べ、特免の限界をトマスより広範に主張する。続いて実定法に対しては損害を伴う場合も君主は特免出来るが、とはいえそれは慣習により制約されると述べる。その上で特免と立法を区別し、君主が立法で制度変更できても、特免で例外的措置を行うことは、他人の損害を伴い、一般的な有用性がなく、衡平を損なうため認められないと主張する。ビトリアはトマスの特免に関する議論を明示的に否定して特免の権力性を見出し、特免が不正になるケースと、その場合の効力や罪の問題について詳細に論じる。更にビトリアは、君主の自然法、実定法の特免が制限される可能性も論じる。

このように特免の制約範囲を広げ、特免固有の問題性を示す議論がトマス注解で見出されるが、『教皇・公会議論』は教会における運用を踏まえた更に立体的な議論を提示する。

最後の第五章では主対象となるビトリアの『教皇・公会議論』を分析する。彼は法的効果と正当性の区別や、教皇権の優位性を前提とした上で、特免の影響を受ける者や、教会への影響を視野に入れて論じる。一方公会議の問題については、公会議、教皇どちらの優位性を前提しても理解できる主張を行うとして、政体論から結論を導くことを回避する。

彼の議論は神法、自然法の特免不可能性の再定式化、不正な特免の害悪の明確化、上昇的法理解に基づく特免できない実定法の析出、公会議による法の決定、第三者に対する不正という問題といった各論を組み合わせ、特免できない実定法とその実践的作用を基礎付ける。それはトマス注解における議論を、自然法理解や、特免の正当性要求の点で発展させただけでなく、新たに公会議の不可謬性や、特免頻発が法を空洞化するという知見を組み込む。

ビトリアの提示する、公会議が定める特免できない実定法は、神法の明白化とその特免不可能性の確立、本質主義的な法理解と判断主体の限定、そして公会議の不可謬性を經由することでその枠組みを得る。更にビトリアが公会議と教皇の優位性問題を回避し法に一般性を求め、合理的な特免に法の危機の端緒を見出すことは、そのような法の取扱いを正当化する。それらの主張に加え、ビトリアは教皇至上性の前提下でその法が作用するために、法的効力を分析する。その結果を踏まえ彼は特免が第三者の不正を取り除けないことや公会議による抵抗可能性を述べ、自身が提示する法が現実的作用を持つ道を提示する。そのような議論を介してビトリアは特に、司教の就任資格をめぐる法の特免不可能性を主張し、更にその法の逸脱を高位聖職者の権威によって防ごうとしているのである。

以上の主張の正当化のため彼はカイエタヌスなどの教皇主義者や、法学者、トマスを援用するが、そのテキスト利用は意味の引き伸ばしや置き換え、アナロジーを介するものであ

た。ビトリアは理論的基盤の延長、修正と、現実問題への対応を混合させる中で、新たな枠組みを開発し、その現実化の回路も概念の複雑性を反映した形で提示する。

ビトリアはそれまでの知的営為を踏まえつつ自由に思考した。それにより教皇が実定法を自由にでき、一方自然法は曖昧で制約作用を持たず、公会議の優位性は援用しづらいという制約の下で、決して特免しえない実定法を公会議が権力性を伴わず提示すると主張し、状況へ対応した。それは規範と権力、正当性とヒエラルキーの間にある隘路を通して導かれたものである。以上の分析を経て、国際法、万民法概念の形成を超えた、人間が定める、人間の恣意に服さない法という概念装置をビトリアが展開していることが示される。